

令和 8 年度和歌山県立高等学校教育改革促進事業に係る貴志川高校メタバース環境構築及び運営支援業務委託 仕様書

1. 名称

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る貴志川高校メタバース環境構築及び運営支援業務

2. 目的

和歌山県立貴志川高等学校（以下、「拠点校」という。）が文部科学省から改革先導拠点の選定を受け、「地域に開かれた探究学習」、「ICT を活用した多様な学び」、「生徒の学習ニーズに対応したインクルーシブな教育環境」を柱に取り組み一連の改革のうち、インクルーシブな教育環境としてのメタバース空間の構築及び運営支援を担うとともに、拠点校教職員等への技術研修サポート及び拠点校生徒等へのメタバース空間内の相談支援等、構築したメタバース空間を有効に活用することを通じて、生徒の多様な学びの確保や「学びのセーフティネット」の構築の実践を、専門的知見を活かして支援することを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 見積限度額

金 64,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 委託内容

（1）メタバースプラットフォームの提供

受託者は、拠点校の生徒及び教職員に対して、次の要件の全てを満たすメタバースプラットフォームを提供する。

- 拠点校をはじめとする県立高等学校の生徒及び教職員を中心に、他校の生徒、教育関係者、保護者、協力企業、大学等が多数同時に、かつ PC、スマートフォン、タブレット、VR ヘッドマウントディスプレイの全てを含む多様な端末から安定して参加することができる。ただし、参加に用いる端末、OS の種類及びバージョン、WEB ブラウザの対応範囲は、受託者が公表する動作環境によるものとし、事業期間中に OS 又はブラウザの提供元の仕様変更その他受託者の責によらない事由により当該対応範囲に変更が生じる場合は、受託者は事前に県へ報告し、生徒の参加機会が損なわれないよう代替の参加手段を確保したうえで、県と協議のうえ対応するものとする。なお、委託期間中の想定利用規模は、拠点校の生徒等約 150 名分及び教職員等約 50 名分の合計約 200 名分とし、発行するアカウント数は 250 を上限とする。
- 継続運用と機能拡張に耐えること。
- 利用者がアバターを介して空間内を自由に移動し、他者との協働や交流ができる 3D のメタバースプラットフォームであること。
- 運営事業者が日本国内に本社を有し、プラットフォーム本体の開発はもとより、サービスとしての運営や日本語サポートも自社で行っていること。
- 空間の制作及び公開運用の中核機能が、国外業者の提供するプラットフォームに依存しないこと。ただし、サービスの稼働基盤となる汎用クラウドインフラ、ブラウザ等からの利用を可能とする配信及び描画の補助的技術基盤、制作環境が基盤として用いる汎用ゲームエンジン等の技術基盤は、本要件の対象としないが、これらを利用する場合においても、空間データ・利用者データは国内リージョンに保管し、運営事業者が自ら管理すること。
- アプリケーションの導入を要することなく、WEB ブラウザから同一の空間にアクセスでき、授業時間内の一斉利用においても支障なく利用できること。
- スマートフォン及び VR ヘッドマウントディスプレイからの参加については、アプリケーションにより、直感的な操作性と没入感を伴う参加ができること。

- 接続の方式や端末の種類が異なっても、1つのサービス内の同一空間へ同時に参加することができ、3D空間を安定して描画できる方式であること。
- メタバース空間内で行われる行事の際には、拠点校の生徒及び教職員のみならず、他校の生徒、教育関係者、保護者、協力企業、大学等の参加も見込まれることから、3万人以上の参加者が一時に集中する場合においても安定した接続を確保するため、負荷軽減機能を有すること。
- プログラミングや3DCG制作ソフトウェア活用等の専門知識を有しない拠点校の生徒及び教職員であっても、専門人材の助力を得ることなく、プラットフォーム標準のノーコード制作機能のみで、空間、教材、展示ブース、イベント会場を自力で追加することができ、同一のプラットフォーム上にそのまま公開し、運用することができること。
- 制作、公開、運用が単一のプラットフォーム内で完結する機能を有すること。
- 高度な制作のために、Unity等の汎用ゲームエンジンを基盤とした本格的な制作環境も提供し、拠点校の生徒が初歩的な制作から高度な作り込みまで段階的に取り組めること。
- ノーコード制作機能は、3Dアイテムを備え、ドラッグアンドドロップ等の簡便な操作で空間内に配置できること。
- 制作用アイテムを拡張するしくみを有し、教職員や生徒が制作したものを本事業の管理配下において相互に利用できること。
- 同一の空間において40名以上で同時に共同制作できること。
- 同一のメタバースプラットフォーム上に、企業や自治体、教育機関、一般の利用者が制作公開した多数空間が常設で存在し、本事業で構築する空間との間を相互に往来できること。ただし、生徒の相互往来は県又は拠点校が認めた場合のみの設定とすること。
- 日本語及び英語を含む多言語表示に対応し、表示言語の切替及びテキストチャット等の翻訳補助機能を有し、県又は拠点校が認めた場合に、海外の学校や教育機関等が公開し管理する空間とも相互に交流できること。
- 多人数が同時に利用する空間内において、音声が届く範囲を任意のエリアに限定できる機能を有するとともに、多数の感情表現（エモート）を1操作で表現でき、30種類以上の表現が可能であること。
- 同一の空間について、県が支給する組織管理配下のIDの利用者のみがアクセスできる設定、利用者を特定せずパスワード入力によりアクセスできる設定、特定のURLからのみアクセスできる設定を含む3種類以上の公開範囲設定を切り替えられること。
- アバター生成機能を標準機能として備え、生徒自身が、一人一人の個性や好みに応じて、多様な顔、髪型、身長、衣装、アクセサリ、各パーツの色彩等を組み合わせたアバターをプラットフォーム上の操作のみで制作し、随時変更することができるものであること。
- 作成したアバターと装身具の組み合わせを複数保存し、利用者が随時切り替えられること。
- 大人数イベント時の端末負荷を考慮し、あらかじめ指定した複数種のプリセットアバターのみで入室する方式へ切り替えられること。
- 外部で利用者自身が制作したアバターデータを、プラットフォーム内からアップロードして使用できること。
- アバターを本事業内の複数の空間やイベントにわたり継続して利用できること。
- プラットフォーム全体のアップデートが実施され、委託期間内において機能改善及び新機能の提供を継続的に受けられること。ただし、有料機能として提供されるものについては、追加費用を要する。

(2) ワールドの構築

受託者は、(1)の環境下において県及び拠点校の意見を踏まえて意匠及び構成を設計し、次の要件を満たす、拠点校の学びの中核となるオリジナルのワールドを制作する。

- 空間の全体構成として、拠点校の学年及び学級構成に対応した3学級3学年の合計9室程度のホームルーム空間、体育館や広場のように生徒が自由に集い交流できるオープンな共用空間、教育相談や面談を行うことができる3室程度の相談室空間を含む空間を、県及び拠点校と協議の上で設けること。
- 空間の意匠に、本県の地域性を感じられる要素を取り入れること。

- 中心空間機能：拠点校のメタバース校舎の入口となり、各種お知らせの掲示の場、生徒及び関係者のコミュニケーションの起点、各空間へのアクセスハブとなる中心空間機能を有すること。
- 資料投影用スクリーン及びステージを備え、多人数に向けた授業や行事等を行うことができ、他校との合同行事に対応できる収容規模を備えた大規模発表空間機能を有すること。
- 資料投影用スクリーン、教室実況配信用スクリーンを備え、教室の機能を再現することで、ホームルームや通常授業を実施することができる教室空間機能を有すること。
- 生徒自身が制作した作品を展示するとともに、CMS 機能により権限を付与された生徒が展示物を差替可能な設計とした展示空間機能を有すること。
- 不登校支援、教育相談、進路相談等、プライバシーの保護が必要な内容を取り扱うため、入室者を制限する設定や、指定エリア内の参加者のみに音声が届く設定をすることで、当事者以外に音声内容が漏れることのないような、個室又は半個室形式の個別相談空間機能を有すること。
- 初めて利用する生徒でも会場の全景が分かりやすく、迷わず目的とする場所にたどり着けるよう、案内表示、初期導線、アバターでの案内等、回遊を促す工夫を施すこと。
- 空間ごとに利用可能時間帯を設定することや、運用により利用時間を管理することができるとともに、利用状況に応じて利用可能時間帯を変更できること。
- 構築したワールドについて、受託者による追加の制作作業を要することなく、県又は拠点校の教職員の操作により同一構成の空間を複製して増設できる機能を有すること。
- 構築したワールドについては、委託期間終了後においても、追加の費用負担なく、生徒、教職員、外部の参加者等が無料アカウントにより参加することができるなど、県の資産としての保持及び活用が可能であること。

(3) 管理機能の設定

受託者は、(2) のワールドが安全で、全ての利用者が安心して機能を活用することができる空間であるように、以下の要件を満たす管理機能を設定する。

- 県が発行・支給した利用者 ID を持つ者のみが入室、利用することができ、音声やテキストチャット等による交流も当該 ID 保有者間に限定できる空間等、組織内での限定公開空間を構築できること。
- 生徒全体及び生徒個人のログイン状況、利用頻度等の行動ログを管理者が確認できるダッシュボード機能を備えること。
- 空間内の生徒の移動や滞在エリア等の行動データを取得し、ヒートマップ等により立体的に可視化できること。
- 入退室の時刻や滞在時間、カメラ方向、滞在エリア、音声やテキストチャット等の利用状況、エモーション等の利用状況、行動データ等を抽出でき、集計及び分析も可能とすること。ただし、個人単位の行動データの取得及び分析は、利用目的の範囲内で、本人及び保護者の同意を得た場合に限り行うものとする。
- 拠点校の校長が指導要録上の出欠の取扱に関する判断する際や、教職員が学びへの接続及び登校復帰等不登校の状態にある生徒への支援方策を検討する際等の参考資料として活用できるよう、取得する生徒個人の行動データの抽出及び整理が可能であること。
- NG ワードの設定、トラブル時の通報、ルール違反者等への退室や追放等、空間内の安全及び安心への脅威に対処する設定ができること。
- 入室時に利用ルールを表示し、同意した生徒のみの入室が可能となる設定ができること。
- 大人数が集まるイベント時等において参加者の音声を一斉ミュートできる機能や、空間内のどこにいてもアナウンスを画面に表示できる全体アナウンス機能を備えること。
- 個別相談空間以外においても、指定した利用者同士のみにも音声が届き、当事者以外から会話の内容が把握されないプライベート会話機能を備えること。
- 空間内の指定位置に表示する画像、動画、遷移先 URL をウェブ空間上の管理画面から随時差し替えできる CMS 機能を備えること。
- 大人数が集まるイベント時等において、「教職員（管理者）」、「生徒」、「一般参加者」等の権限を階層的に設定し、マイク権限付与や入室範囲の制限ができるイベント運営機能を備えること。

- ・空間内の掲示物として、外部サイトのリンクを設置できる機能を備えること。
- ・利用者端末の画面共有により資料提示ができる機能を備えること。

(4) メタバース技術伴走サポート

受託者は、メタバース環境の教育活動への活用に精通した技術支援員を 1 名以上配置し、委託期間終了後において拠点校の教職員がメタバース環境下の機能を独力でも円滑に利活用できるよう、以下に掲げるような伴走支援を、対面を含む形式により継続的及び反復的に行う。

- ・教職員及び生徒の習熟度に応じた、基本操作、ノーコードによる空間制作、Unity 等を用いた本格的制作等の段階的な研修の企画及び実施。
- ・教職員及び生徒が空間、教材、展示ブース、イベント会場等の自作、公開、更新、相互利用をすることができるような技術的助言及び伴走。
- ・学校間交流行事、成果発表会、オープンスクール等メタバース環境を活用したイベントにおける、配信、権限設定、負荷対策等を考慮した企画段階からの助言、リハーサル、当日の技術運営。
- ・カメラ、PC、ディスプレイ、VR ヘッドマウントディスプレイ等のハードウェア機器の選定及び設定や、GIGA 端末、校内ネットワーク環境に関する技術的助言。
- ・教職員向け、生徒向けそれぞれについて、初心者でも理解できる操作マニュアルの作成。
- ・授業活用やカリキュラムの実践例の整備及び更新。

(5) メタバース環境における相談支援

受託者は、悩みや問題を抱える高校生への相談支援に精通したメタバース相談員を 1 名以上配置し、不登校の状態にある等の事情により現実の学校空間において必要な支援を受けることが制約されている生徒等に対しても、心理的安全性を確保したメタバース空間において相談支援の機会を提供できるよう、以下に掲げるような支援をオンライン環境に接続して実施する。

- ・トラブルの未然防止及び早期対応による生徒の安全及び安心の確保を目的とした、ワールドの利用可能時間帯における目視及びログによる空間内の巡視。
- ・生徒の孤立防止を目的とした、実際の音声の他エモート等の非言語表現も活用した声かけによる生徒同士及び生徒と支援者の交流の促進。
- ・個別相談空間等における生徒の悩みや困り事への相談対応。ただし、専門的対応を要する場合は、拠点校の教職員、スクールカウンセラー、関係機関等に適切につなぐこととする。
- ・生徒の様子等に関して気づいた事項等の拠点校教職員への定期的な共有及び支援方針の協議。
- ・日々の活動内容、生徒の様子、特筆事項等を記載した日報記録の作成。
- ・自傷他害のおそれ、いじめ、その他緊急事態を認知した場合の拠点校等への連絡体制及び対応手順の策定、拠点校との共有及び日々の業務における遵守。

6. 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、業務の実施にあたって業務を統括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めることとする。

(2) 各支援員の業務実施場所

5. に掲げる各スタッフは、拠点校又はメタバース環境等オンライン接続が可能な環境下において業務を実施することとする。

7. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、業務実施にあたって別紙 1 「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しな

ければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務実施に際して個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 実績報告

受託者は、業務完了後すみやかに、業務名、業務内容、業務成果、契約期間、契約金額、業務実績等をまとめた実績報告書に、業務委託費収入支出明細を添付したものを、和歌山県教育庁県立学校教育課あてに提出するものとする。

9. その他

(1) 権利の所在

事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として委託者に帰属する。

(2) 経理処理

受託者は、他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行った上で、会計帳簿等を事業終了後5年間保管するものとし、委託者からの開示要請があったときは迅速に対応するものとする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることをしてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と考えられる業務については、委託者と協議の上業務の一部を再委託することができる。

(4) 疑義事項等の処理

本仕様書に対する疑義又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(別紙 1)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定)

第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者に従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前 2 項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 5 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第 6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第 7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第10 乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第5の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第 15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第 16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第 17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第 18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第 19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第 20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第 21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(別紙 2)

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏

えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。